防地地第１８６５９号
令 和 ５ 年 ９ 月 ５ 日

北海道防衛局長
東 北 防 衛 局 長
南関東防衛局長　　殿
近畿中部防衛局長
九 州 防 衛 局 長

地方協力局長
（公印省略）

演習場周辺における住宅防音事業に係る機能復旧工事の実施について（通知）

標記について、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１０９号）第１２条の規定に基づき、下記のとおり定め、令和５年９月５日から当分の間適用することとしたので通知する。

記

演習場周辺における住宅防音事業に係る機能復旧工事の実施に当たっては、防音工事で設置した空気調和機器及び防音建具について、防音工事の完了の日から起算しておおむね２０年以上が経過し、現にその機能の全部又は一部を保持していない場合に限り実施するものとし、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について（地防第３６０６号。２２．３．２９）別添第５、別紙第１第２項第１号イ及び第２号イ並びに別紙第３の規定を準用するものとする。